

1 特別支援学校（知的障害）及び特別支援学級（知的障害）の対象となる知的障害者の障害の程度

○特別支援学校（知的障害）の対象

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難な程度のもの

（学校教育法施行令第22条の3）

【解説】

「知的発達の遅滞があり」ということは、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に明らかな遅れがあるという意味である。つまり、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子供と比較して平均的水準より明らかに遅れが優位にあるということである。

「他人との意思疎通」について、規定では、知的機能の発達の遅れが明らかであることを前提に、基準として、「他人との意思疎通が困難」であることを示している。

「他人との意思疎通が困難」とは、特別な配慮なしに、その年齢段階に標準的に要求されるコミュニケーション能力が身に付いていないため、一般的な会話をする際に話された内容を理解することや自分の意思を伝えることが著しく困難であり、他人とのコミュニケーションに支障がある状態を示す。知的障害における意思疎通の困難さは、知的発達の遅滞により、相手から発信された情報が理解できず、的確な対応ができないために、人とのコミュニケーションが十分に図れないことをいう。

「日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする」とは、一定の動作、行為の意味、目的、必要性を理解できず、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に、ほとんどの場合または常に援助が必要である程度のことをいう。例えば、同年齢の子供たちが箸を一人で使えるようになっていても、箸を使うことが理解できないために、箸を使った食事の際にはいつも援助が必要である、又は排泄の始末をする意味が分からずに、トイレットペーパーを使う際には、ほとんどの場合又は常に援助が必要である場合などである。

「社会生活への適応が著しく困難」とは、例えば、低学年段階では、他人とかがかかって遊ぶ、自分から他人に働きかける、友達をつくる、簡単な決まりを守って行動する、身近な危険を察知し回避する、身近な日常生活における行動（身辺処理など）が特に難しいことなどが考えられる。年齢が高めるにつれても、例えば、社会的なルールに沿った行動をしたり、他人と適切にかかわりながら生活や仕事をしたり、自己の役割を知り、責任をもって取り組んだりすることが難しいことが考えられる。また、自信を失うなどの理由から潜在的な学習能力を十分に発揮することなどが特に難しい状態も考えられる。

出展「教育支援資料」文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成25年10月 p108-p109

○特別支援学級（知的障害）の対象

知的発達の遅滞があり、意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育長通知）

【解説】

知的障害特別支援学級の対象は、その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な程度の者となる。

例えば、日常会話の中で、晴れや雨などの天気の状態は分かるようになっても、「明日の天気」などのように時間の概念が入ると理解できなくなったりすることや、比較的短い文章であっても、全体的な内容を理解し、短くをまとめて話すことなどが困難であったりすることである。

また、同時に、家庭生活や学校生活におけるその年齢段階に標準的に求められる食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片付け、身の回りの道具の活用などにほとんど支障がない程度である。

出展「教育支援資料」文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成25年10月 p110

第1編 学校教育法施行令の一部を改正する政令の解説

第1章 総論関係

(1) 学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第244号）の概要

1. 趣 旨

- (1) 学校教育法施行令は、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みについて規定しているが、平成14年以前の同令においては、一定の障害のある者（視覚障害者等）については例外なく特別支援学校に就学することとされていた。
- (2) その後、平成14年の改正により、認定就学制度が創設され、小中学校の施設設備も整っている等の特別な事情がある場合には、例外的に特別支援学校ではなく認定就学者として小中学校へ就学することが可能となった。
- (3) この改正から10年が経過し、小中学校に在籍する視覚障害者等の数は増加を続けているほか、学校施設のバリアフリー化、教職員の配置や研修体制等についても着実に充実が図られてきている。
- (4) このような中、平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱された。
- (5) また、同条約の批准に向けた作業の一環として平成23年7月に改正された障害者基本法の第16条第1項では、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と、下線部を追加する改正が行われた。
- (6) さらに、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め」ることが提言された。
- (7) これらを踏まえ、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するというこれまでの学校教育法施行令における基本的な考え方を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改めるものである。

(1) 寄宿舎の設置 (学校教育法)

【沿革】 昭 49・6・1 法 70 により新設した。

平 18・6・21 法 80 により「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校に改めた。

平 19・6・27 法 96 により、旧 73 条の 2 から 78 条に移動した。

第 78 条 特別支援学校には寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、これを設けないことができる。

【解説】

- 1 本条は、特別支援学校に寄宿舎の設置を義務付ける規定である。従前施行規則で規定されていた寄宿舎の設置義務を、昭和 49 年の法改正により、法律で明確にしたものである。
- 2 特別支援学校について、寄宿舎を義務設置したのは、これらの学校に在学する児童生徒の状況及び特別支援学校の設置状況にかんがみて、特別な場合を除き、通学困難な児童生徒のために、設置することが必要であるとの考えによるものである。

寄宿舎を設けないことができる「特別の事情」とは、就学者が自宅から通学可能な範囲内にのみ居住する場合とか、医療機関とか児童福祉施設に併設する学校で、就学者が医療機関又は児童福祉施設の入所者に限定されている場合である。

(2) 高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則

(昭和 47 年 4 月 1 日教育委員会規則第 8 号)

最終改正 平成 25 年 1 月 11 日教育委員会規則 10 号

第 7 条 寄宿舎に入舎することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、校長の許可を受けて入舎するものとする。

- (1) 通学困難であると認めるもの
- (2) 特別の事情により入舎させることが適当であると認めるもの